

平成 18 年 9 月 4 日
環廃対発第 060904002 号
環廃産発第 060904004 号

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について

廃棄物行政については、かねてから御尽力頂いているところであるが、今般、平成 10 年 10 月 30 日付け衛環第 88 号をもって通知した「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について」について、その発出から 8 年近くが経過し、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の一部を改正する石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 5 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 250 号。以下「改正政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 7 号。以下「改正省令」という。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 23 号。以下「改正規則」という。）が施行されたことを踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を取りまとめたので通知する（なお、本通知の発出時点において、改正政令、改正省令及び改正規則は未だ全部施行されていないが、本通知においては改正政令、改正省令及び改正規則による改正後の条文に基づいて記載しているので注意されたい。）。

については、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願うこととし、平成 10 年 10 月 30 日付け衛環第 88 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別添 省略

下記 URL 参照

http://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html